

合志市PTA 連絡協議会申し合わせ事項

- 1 携帯電話・スマートフォンを児童・生徒にもたせるときは、使用については保護者の管理下のもとで行い、使用内容を把握する。
- 2 午後8時から午前6時までには保護者の管理下に置き、使用させない。
- 3 学校には、絶対持ち込ませない。

(その他)

※携帯電話だけでなく、タブレットや、ネット環境に接続できるゲーム機器等も同様とします。(学校から持ち帰ったタブレットも含みます。)

※携帯電話等での違法行為、トラブルについては関係機関と連携して問題を解決する場合があります。

※購入を検討されるご家庭もあるとは思いますが、本当に必要なのか十分な話し合いをお願いします。